

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 13 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ イースマイル 株式会社 イースマイル 〒542-0066
住所		大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
代表者氏名	フリガナ 島村 禮孝	シマムラ ノリタカ 島村 禮孝
電話番号		06-7739-2525
FAX番号		06-7739-2526
メールアドレス		es1@esmile-24.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	川西町 水道事業管理者	✓
18	三宅町 水道事業管理者	✓
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	✓
21	明日香村 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	✓
24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
25	河合町 水道事業管理者	✓
26	吉野町 水道事業管理者	✓
27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成29年9月13日

届出者

株式会社 イースマイル
〒542-0066
大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
代表取締役 島村 禮孝



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ イースマイル 株式会社 イースマイル		
住 所	〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3		
フリガナ 代表者の氏名	シマムラ ノリタカ 島村 禮孝		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者の住所 事業所の所在地 電話番号 FAX番号 役員(取締役)	〒556-0012 大阪府大阪市 浪速区敷津東 3-7-10 イースマイルビル 06-6631-7454 06-6631-8217 イノウエ ゴウ 井ノ上 剛	〒542-0066 大阪府大阪市 中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル 06-7739-2525 06-7739-2526 シマムラ ノリタロウ 島村 禮太郎	

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 9 月 13 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 イースマイル
〒542-0066
住 所 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
代表者 氏名 島村 禮孝



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

会社法人等番号	1200-01-111564	
商 号	<u>株式会社フクトミ</u>	
	株式会社イースマイル	平成21年 6月 1日変更
		平成21年 6月 1日登記
本 店	大阪市浪速区敷津東三丁目7番10号イースマイルビル	平成21年 6月 1日移転
		平成21年 6月 1日登記
	大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	平成29年 4月17日移転
		平成29年 4月17日登記
公告をする方法	官報に掲載しております。	
会社成立の年月日	平成15年8月1日	
目的	1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工 2. 水道衛生工事業 3. 給排水に関する器具の販売 4. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入 5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業 6. 一般建築工事業 7. 管工事業 8. 水道施設工事業 9. 古物営業法による古物商 10. 建物、構築物、絨毯等の清掃業 11. 広告物の企画制作及び配布 12. 建物の建築設計並びに施工 13. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工 14. 引越しの請負、家事サービス 15. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス 16. セキュリティ機器の卸、販売、取付け工事 17. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務 18. インターネットによる広告代理店業務 19. 通信販売業務 20. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	
	平成25年 8月 8日変更	平成25年 8月 8日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イーススマイルビル
株式会社イーススマイル

発行可能株式総数	2万株	平成24年 3月29日変更 平成24年 3月29日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 7243株	平成25年 3月15日変更 平成25年 3月15日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金1億円	平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 4日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>島村禮孝</u>	平成25年 5月30日重任 平成25年 6月 7日登記
	取締役 <u>島村禮孝</u>	平成27年 6月10日重任 平成27年 6月22日登記
	取締役 <u>島村禮孝</u>	平成29年 5月31日重任 平成29年 6月15日登記
	取締役 <u>井ノ上真砂代</u>	平成25年 5月30日重任 平成25年 6月 7日登記
	取締役 <u>井ノ上真砂代</u>	平成27年 6月10日重任 平成27年 6月22日登記
	取締役 <u>井ノ上真砂代</u>	平成29年 5月31日重任 平成29年 6月15日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イーススマイルビル
株式会社イーススマイル

	<u>取締役</u> 井ノ上 剛	平成25年 5月30日重任
		平成25年 6月 7日登記
	<u>取締役</u> 井ノ上 剛	平成27年 6月10日重任
		平成27年 6月22日登記
		平成29年 5月31日退任
		平成29年 6月15日登記
	<u>取締役</u> 島村 禮 太郎	平成29年 5月31日就任
		平成29年 6月15日登記
	<u>大阪市西成区岸里東一丁目15番15号</u> <u>代表取締役</u> 島村 禮 孝	平成25年 5月30日重任
		平成25年 6月 7日登記
	<u>大阪市西成区岸里東一丁目15番15号</u> <u>代表取締役</u> 島村 禮 孝	平成27年 6月10日重任
		平成27年 6月22日登記
	<u>大阪市西成区岸里東一丁目15番15号</u> <u>代表取締役</u> 島村 禮 孝	平成29年 5月31日重任
		平成29年 6月15日登記
	<u>監査役</u> 宗像 宏治郎	平成24年 3月31日就任
		平成24年 4月 4日登記
	<u>監査役</u> 宗像 宏治郎	平成27年 6月10日重任
		平成27年 6月22日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年 6月22日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
株式会社イースマイル

登記記録に関する
事項

平成17年7月5日有限会社福富産業を組織変更し設立

平成17年 7月 5日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成29年 8月14日

大阪法務局
登記官

石 打 正 己



整理番号 ウ030656

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

株式会社 イースマイル 定 款



定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 イースマイル と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
2. 水道衛生工事業
3. 給排水に関する器具の販売
4. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱脂剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
6. 一般建築工事業
7. 管工事業
8. 水道施設工事業
9. 古物営業法による古物商
10. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
11. 広告物の企画制作及び配布
12. 建物の建築設計並びに施工
13. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
14. 引越しの請負、家事サービス
15. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備の設計・施工並びにメンテナンス
16. セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事
17. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務
18. インターネットによる広告代理店業務
19. 通信販売業務
20. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、2万株とする。

(株券の種類)

第6条 当会社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の名義書換を請求するには、当会社所定の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由により株式を取得したときは、株券及びその取得を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の設定又は移転の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券を喪失した者は、株券喪失登録の申請を行い、所定の手続を経て株券が無効となった後でなければ、新株券の発行を請求することはできない。

(手数料)

第11条 株式の名義書換、質権の設定若しくは移転の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消及び株券の再発行等を請求する場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(届出)

第12条 当会社の株主及び株主名簿に登録された質権者又はその法定代理人は、当会社所定の書式により、その住所氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

② 届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎決算期の最終期日において株主名簿に記載のある株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権行使すべき株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることがで

きる。

(株式取扱規程)

第14条 当会社の株式に関する取り扱いについては、この定款によるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき社長が招集する。
- ③ 株主総会の招集は、会日より1週間前に、各株主に対してその旨の通知を発することにより行う。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(書面等による株主総会決議)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について取締役または株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意したときは、当該提案を可決する総会の決議があつたものとみなす。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人以上を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 代表取締役が2名以上いるときは、その互選により1名を社長と定める。
- ④ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

(報酬)

第27条 取締役及び監査役の報酬は、取締役と監査役に区分して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 計 算

(営業年度)

第29条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第30条 株主配当金は毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

② 前項の利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

これは当会社の現行定款に相違ありません。

平成29年8月31日

株式会社 イースマイル

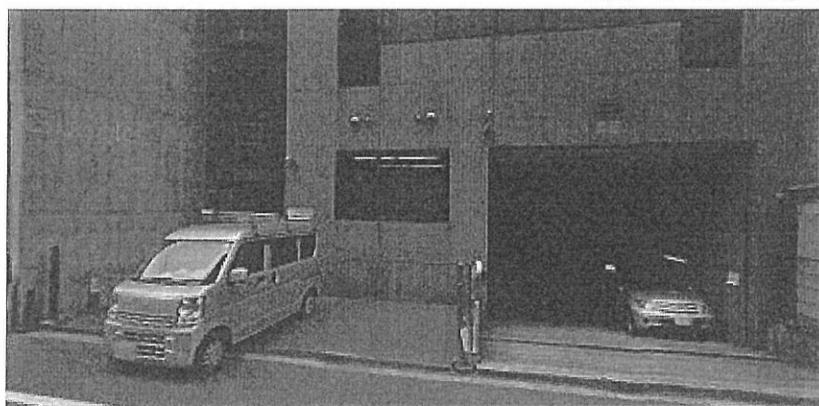
代表取締役 島村禮幸



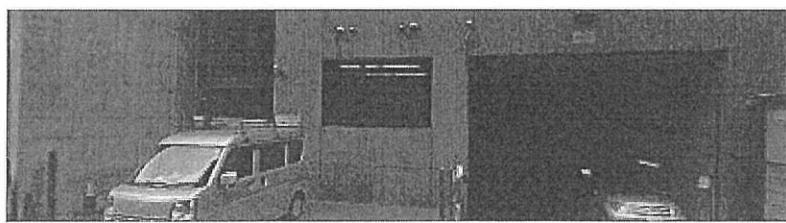
Google 〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目7-3

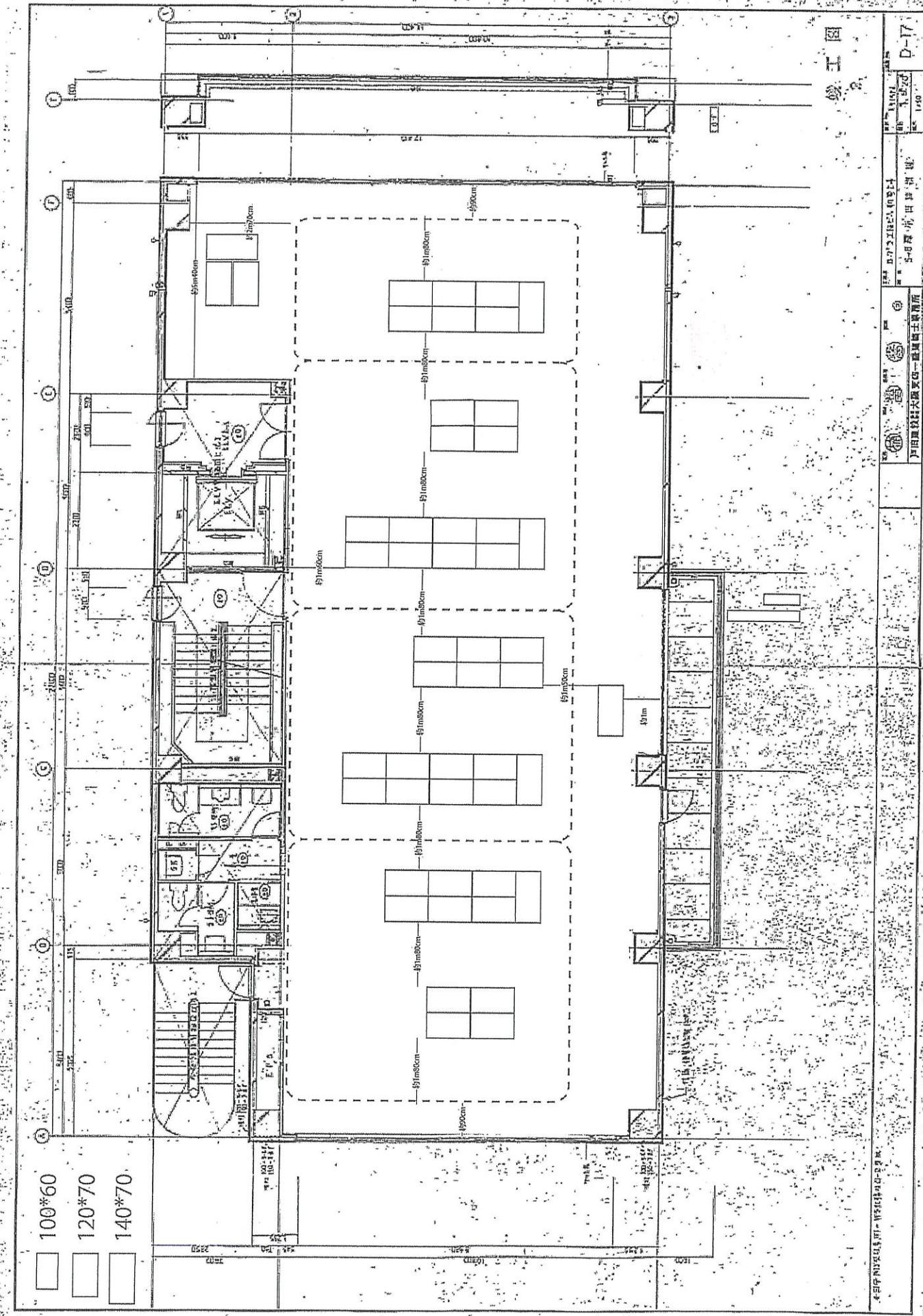


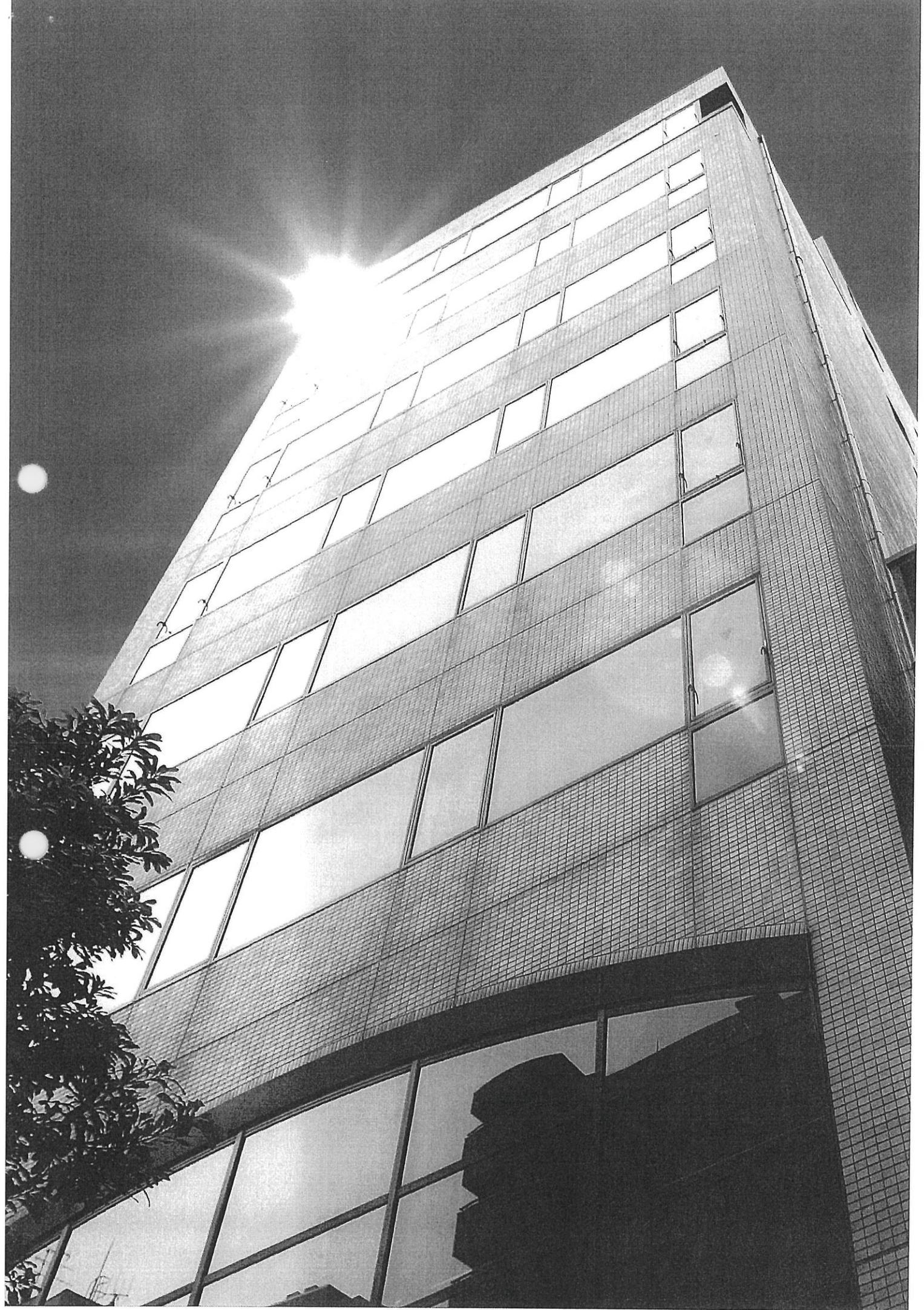
地図データ ©2017 Google, ZENRIN 日本 100 m



〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目7-3











平成 29 年 9 月 13 日

水道事業者様

住 所 大阪府大阪市中央区瓦屋町

3-7-3 イースマイルビル

会 社 名 株式会社イースマイル

代表者氏名 島村 権孝



○ 遅延理由書

今回の住所変更の届け出につきまして、本来ならば定められた期限内に申請をすべきところ、移転に伴う業務多忙や前任担当者との引継不備、登記申請完了までに時間を要した事により申請が遅れました。

今後、このようなことの無いよう注意いたしますので、申請書類の受理をお願いいたします。

○ 以上